

加倉第二区自治会自主防災会会則

(設置目的)

第1条 加倉第二区自治会自主防災会は、地域連帯と相互扶助の精神に基づいて、日ごろから防災意識の高揚を図るとともに、地震、風水害等の災害が発生した場合においては、災害応急対策の万全を期し、地域の秩序の維持と住民福祉の確保を図るために設置する。

(組織の名称)

第2条 この会の名称は、加倉第二区自治会自主防災会（以下、「会」という）という。

(役員)

第3条 この会に会長及び副会長を置き、会長・副会長は自治会で選出する。
2 次に定める班に班長及び副班長を置き、会長が委嘱する。
3 第1項の役員の任期は、2年とする。

(組織及び任務)

第4条 第1条の目的を遂行するために次の班を置き、それぞれ別表に定める任務を分担する。
総務班・消火班・情報班・避難誘導班・救援救護班・給水給食班

(防災会議)

第5条 会の運営及び活動を協議するため防災会議を置く。
2 防災会議は、役員をもって構成し、必要のつど会長が召集する。

(対策本部)

第6条 災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、必要に応じて自治会館に対策本部を設置する。ただし、災害の状況により移動する。

(市その他関係機関及び団体等との協力体制)

第7条 会は災害応急対策の万全を期するため、市及び関係機関並びに隣接自治会等と常に緊密な連絡をとり、応援協力体制を確立しておくものとする。

(各世帯の心得)

第8条 各世帯は、いつでもどこでも災害に対処出来るよう日常の備えと心構えを身につけるとともに、会の指示に従い、その活動が円滑に遂行できるよう協力するものとする。

(その他)

第9条 この会則に規定するもののほか、この会の運営に必要な事項は防災会議で定める。

附則

この会則は、平成20年6月1日から施行する。